


総合医学教育センターは
新たなキャリア形成を支援します

山形大学医学部 総合医学教育センター

リフレッシュ医学教育のご案内



山形大学医学部総合医学教育センター



国立大学法人医学部は、日本国民がどこに住もうと、安心して医療を受けられるよう、医療の質を保ち、絶え間なく人材を供給するという社会的責務を負っています。しかしながら、現在でも地域における医師の確保は充分ではなく、医師不足は大きな社会問題となっています。これまでも、政府の医師確保対策として様々な施策がなされてはきましたが、依然として地域の医師不足は解消されていません。このような状況の中、山形大学総合医学センターは、過去の地域での医師不足対策を越える方策を真正面から研究し、特に地域医療へ大学医学部が貢献できる方法を研究し、新たな生涯教育システムを地方自治体(県)と共同で創設することを目標に、文部科学省の競争的資金平成16年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム:生涯医学教育拠点形成プログラム-包括的地域医療支援機構創設-」を基に設立されました。

皆様の善意が 地域医療を救う

地域医療のために大学ができること



センター開設の動機

センターは、全国の地方自治体及び関係機関との密接な連携により、地域の医師の教育ニーズに呼応した生涯教育支援及び医師等のリフレッシュ(再教育)に対する支援を行うことで、医師の定着を図り、医師の偏在解消も含めた地域の医療環境の充実、医療レベルの向上、地域住民の健康増進を通して地域社会の活性化を目指しています。

医師のリフレッシュ教育

リフレッシュ教育とは、専門医として長年勤務後に定年退職した医師、基礎医学・社会医学を専門としてきた医師、あるいは定年前であっても地域医療への貢献を望まれる就職希望医師に、総合診療を研修する場を提供し、地域医療を担う“一般医(general physician)”として地域医療に貢献して頂くものです。

あわせて本事業では、出産・子育て・介護を終えた女性医師の再就職支援も行い、特に女性医師の割合の多い小児科、産婦人科医師の診療科偏在の是正にも貢献することが期待されます。

離職女性医師

地域中核医療機関

退職する専門医
地域への貢献を希望する専門医

総合診療研修

医学研究機関

退職する研究者
地域への貢献を希望する研究者

山形大学医学部 総合医学教育センター

リフレッシュ医学教育

地域医療機関

General physicianとして
地域医療に貢献

診療レベルの保証

- ・医師偏在の解消
- ・地域医療レベルの向上
- ・地域住民の健康増進

社会復帰支援

特に小児科・産婦人科など

研修内容の概要

研修の期間、科目は先生方のキャリアに応じてお選び頂けます。

【診断とFirst Aid】

循環器内科／呼吸器内科／糖尿病代謝内科／小児科／
外科・整形外科(骨折診断、創傷処置)耳鼻科／皮膚科／
救急蘇生法／など

【検査】

X線撮影(各種単純撮影、CT)／心電図／腹部エコー

プログラムの修了後について

このプログラムは、山形県に限ったものではありません。
全国の自治体、医師会ドクターバンク等を通じて就職先を
お選びいただけます。

お問い合わせは

山形大学医学部総合医学教育センターへ

E-mail: mededu@mws.id.yamagata-u.ac.jp

TEL:023-628-5349/ FAX:023-628-5351



山形大学医学部総合医学教育センター規程

(平成19年2月20日制定)

(設置)

第1条 山形大学医学部に、山形大学医学部総合医学教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(設置目的)

第2条 センターは、山形県等の地方自治体及び関係機関との密接な連携により、地域の医師の教育ニーズに呼応した生涯教育支援及び医師等のリフレッシュ（再教育）に対する支援を行うことで、医師の定着を図り、医師の偏在解消も含めた地域の医療環境の充実、医療レベルの向上、地域住民の健康増進を通して地域社会の活性化を目指すものとする。

(職員)

第3条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 教員
- (5) その他の職員

2 センター長は、学部長が指名する者をもって充てる。

3 副センター長は、センター長が指名する。

4 部門長は、センター長が指名する。

(職務)

第4条 センター長は、センターの業務を統括する。

2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

3 部門長は、センター長を補佐し、担当部門の業務を処理する。

4 教員及びその他の職員は、上司の命を受け、センターの業務を処理する。

(業務)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医師等のリフレッシュ（再教育）推進事業に関すること。
- (2) 生涯教育についてのニーズ調査に関すること。
- (3) 学習ニーズを踏まえた生涯教育カリキュラムの作成に関すること。
- (4) ITネットワークによる医療支援に関すること。
- (5) 地域医療の実態調査に関すること。
- (6) 地域医療の支援のための科学的データ解析に関すること。
- (7) 広報誌、生涯教育セミナー等による生涯教育についての情報提供に関すること。
- (8) 地域病院医師及び医療従事者との情報交換の円滑化に関すること。

(9) その他地域における医学教育支援に関すること。

(部門)

第6条 センターに、センターの業務を分掌させるため、次の部門を置く。

(1) リフレッシュ事業部門

地域医療に従事する医師等のニーズに呼応した多様な教育研修コースを提供するとともに、相談室やドクターバンクの設置・運営を行い退職医師及び臨床へ復帰する研究者等を支援する等の業務を所掌する。

(2) 生涯教育部門

地域医療機関に勤務する医師の教育ニーズを調査し、ニーズに呼応した生涯教育プログラムを策定するとともに、所属外での研修体制を支援する等の業務を所掌する。

(3) 遠隔医療部門

全国の地域医療機関との間にITネットワークを構築し、遠隔医療による医療援助を行う等の業務を所掌する。

(4) 企画・広報部門

広報誌の発行、インターネットを介した情報提供、生涯教育セミナーの開催等を通しての生涯教育に関する情報を提供し、地域病院医師及び医療従事者等との情報交換の円滑化のための企画を行う等の業務を所掌する。

2 前項の各部門に、部門長を置く。

3 各部門の構成員は、センター長が指名する。

(運営委員会)

第7条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、山形大学医学部総合医学教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、センター及び総務・学務ユニットにおいて処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学部長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成19年2月20日から施行し、平成19年2月1日から適用する。